

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2024年11月25日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>等）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、各種原則等への適合性および整合性を、「外部評価機関による評価」または「R&I社よりセカンドオピニオンを取得したローンフレームワークによる行内評価」にて確認することとしております。
- ・他の金融機関がアレンジャーとなって行う融資にシンジケート形式で参加する場合は、上記（1）の基準への適合性やアレンジャー等が行うエンゲージメントの内容を適宜確認しております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、各種原則等への適合性を外部評価機関の評価により確認することとしております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>等）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、各種原則等への適合性および整合性を、「外部評価機関による評価」または「ローンフレームワークによる行内評価」にて確認することとしております。
- ・他の金融機関がアレンジャーとなって行う融資にシンジケート形式で参加する場合は、上記（1）の基準への適合性やアレンジャー等が行うエンゲージメントの内容を適宜確認しております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、各種原則等への適合性を外部評価機関の評価により確認しております。
- ・また、当該ボンドに投資を行う場合は、気候変動に紐づく評価指標の内容を適宜確認しております。

5. トランジション・ファイナンス

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本方針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞等）
- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞等）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ・当該案件の業界にかかるロードマップ

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、各種原則等への適合性を外部評価機関の評価により確認することとしております。
- ・他の金融機関がアレンジャーとなって行う投融資にシンジケート形式で参加する場合は、上記(1)の基準への適合性やアレンジャー等が行うエンゲージメントの内容を適宜確認しております。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

- 以下の2つの要件をいずれも満たす融資であること
- ① 次のいずれかに資金使途が限定されていること
 - ・環境省の利子補給事業を活用した環境関連融資
 - ・経済産業省の利子補給事業を活用した環境関連融資
- ② 適切な環境アセスメント等により、環境へのネガティブな影響に対処していること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・上記(1)の基準は、サステナビリティ委員会で協議し、サステナビリティ担当役員および頭取の決裁を経て決定しております。
- ・上記(1)の基準を充たす、環境省または経済産業省の利子補給を活用した関連融資は、全て対象としております。また、当該融資にかかる当該基準への適合性は、ソリューション営業部が検証しております。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下の要件すべてを充たすポジティブ・インパクト・ファイナンス（資金使途が限定されていない融資）

- ・ポジティブ・インパクト金融原則（国連環境計画・金融イニシアチブ〈United Nations Environment Programme Finance Initiative〉）に適合すること
- ・融資先が気候変動対応に紐づいた KPI を設定していること
- ・融資期間中に、融資先自身が KPI の達成状況のモニタリングに少なくとも年1回以上対応すること
- ・融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして、独立した第三者機関による外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・上記(1)の基準は、サステナビリティ委員会で協議し、サステナビリティ担当役員および頭取の決裁を経て決定しております。
- ・上記(1)の基準への適合性については、経営管理部が検証・確認しております。

3. 類型その3

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下の要件すべてを満たすブルーファイナンス（資金使途が限定された融資）

- ・ブルーファイナンスのガイドライン（国際金融公社〈International

Finance Corporation>)、Bonds to Finance the Sustainable Blue Economy : A Practitioner's Guide (国際資本市場協会<International Capital Market Association>、国際金融公社<International Finance Corporation>、国連環境計画・金融イニシアチブ<United Nations Environment Programme Finance Initiative>、国連グローバル・コンパクト<United Nations Global Compact>、アジア開発銀行<Asian Development Bank>)に整合すること

- ・資金使途が「グリーンローン原則」(ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか)等に定めるグリーンプロジェクトであること
- ・適切な環境アセスメント等により、環境へのネガティブな影響に対処していること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・上記(1)の基準は、サステナビリティ委員会で協議し、サステナビリティ担当役員および頭取の決裁を経て決定しております。
- ・上記(1)の基準への適合性については、経営管理部が検証・確認しております。

以 上

2024年11月25日

気候変動対応に資する投融資にかかる実績について

当行は、日本銀行が行う「気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション」に参加し、国内の気候変動対応に資する投融資にかかる実績を次のとおり開示しています。

国内の気候変動対応に資する投融資実績 (2018年度～2024年度上期)	57億円
---	------